

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・福祉医療に関する問い合わせ先…市民課 ☎ (76)0972
 国民健康保険税に関する問い合わせ先……………税務課 ☎ (76)0964
 口座振替・納付に関する問い合わせ先……………納税課 ☎ (76)0956

納税通知書と保険料額決定通知書を7月に発送します

国民健康保険税の納税通知書を送付

国民健康保険（以下「国保」）の加入世帯の世帯主宛てに、7月上旬に納税通知書を送付します。病気やけがをしたときの医療費は、納付された国民健康保険税と国の補助金などで賄われています。納期までに国民健康保険税を納めましょう。

後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付

●普通徴収の人（保険料が年金から差し引かれぬ人）

7月中旬に保険料額決定通知書を封筒で発送します。納付書が同封されている場合は、納期限までに納めてください。第1期は7月31日(木)です。

●特別徴収の人（保険料が年金から差し引かれる人）

7月下旬にはがきで発送します。また、年度途中で75歳になる人や転入された人には別途お知らせします。

便利な口座振替をご利用ください

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付は、納め忘れのない便利で確実な口座振替をご利用ください。国民健康保険税を口座振替していた人でも、後期高齢者医療保険料を口座振替する場合、新たに申し込みが必要です。希望する人は、通帳および届け出印を持参して、金融機関や市役所で手続きしてください。

8月1日から使う資格確認書などを発送します

現在使用している保険証などの有効期限は7月31日(木)です。8月1日(金)からは、新しい資格確認書などを使用してください。また、マイナ保険証（保険証利用登録をしたマイナンバーカード）は、8月1日(金)以降も引き続きご利用いただけます。

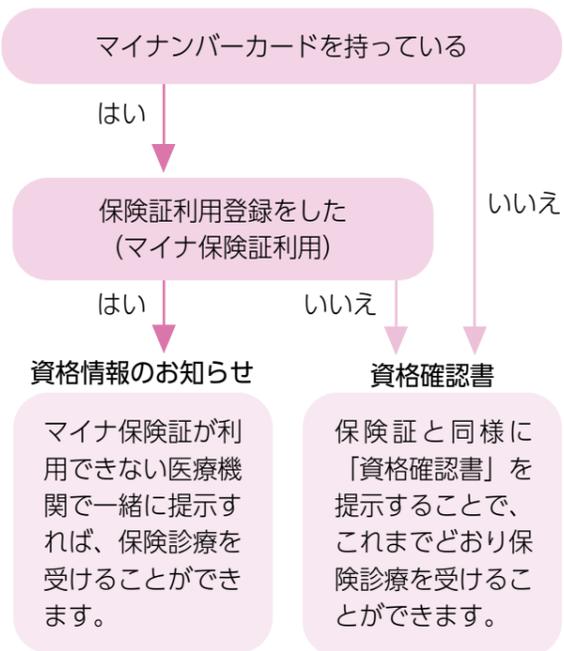
7月下旬 発送 国民健康保険資格確認書 または資格情報のお知らせ

8月1日からの新しい「資格確認書（青色）」または「資格情報のお知らせ（A4白色用紙）」は、7月下旬に世帯主宛てに発送します。資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日です。また、69歳以下の人の「資格情報のお知らせ」に有効期限の記載はありません。資格情報に変更がない限り、毎年更新はされません。

※「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の登録状況に応じて交付します。

●滞納者は「特別療養費」の支給対象となります。

災害などの特別な理由もなく1年以上保険税を滞納している人には、特別療養費の支給対象となる「資格確認書（オレンジ）」または「資格情報のお知らせ」を交付します。医療機関などで受診する場合は一度医療費を全額支払わなければならないため、保険税は忘れずに納めましょう。



7月中旬 発送 後期高齢者医療資格確認書

マイナ保険証の有無にかかわらず、8月1日からの新しい資格確認書（茶色）を7月中旬に発送します。8月になっても資格確認書が届かない場合は、お問い合わせください。新しい資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日です。

7月中旬以降発送 福祉医療費受給資格者証

次の要件で受給資格者証の有効期限が7月31日の人に、新しい受給資格者証を交付します。

【重度心身・高齢重度障がい者】

受給資格者証の有効期限が7月31日の人で、引き続き受給資格の所得基準（※）を満たす人に、8月1日からの新しい受給資格者証を7月下旬に発送します。

※受給資格者の所得制限基準額が令和7年8月1日より変更になります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

【ひとり親家庭などの福祉医療】

所得や婚姻状況などの受給資格を確認後に交付しますので、7月中旬に発送する通知をご確認ください。

限度額適用認定証等の取り扱いに変更があります

医療機関に提示することでお支払いを自己負担限度額までに行える「限度額適用認定証等（※）」について、マイナ保険証の有無で取り扱いが異なります。

※所得区分により発行される証の名称が異なります。後期高齢者医療保険については、限度額認定証等は発行せず、資格確認書に限度区分を併記した資格確認書に差し替えます。

マイナ保険証	あり	原則不要です。 所得区分により、必要な給付を受ける場合は、申請により「限度額適用認定証等」を発行します。
	なし	「限度額適用認定証等」を発行します。 【国保】毎年申請が必要です。 【後期】区分の変更がない限り申請は1回のみ。

国保税軽減世帯が拡大し、課税限度額が変更になりました

地方税法施行令の改正で、国保税の軽減判定所得と課税限度額が表1・表2のとおり変更になりました。※世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯主の所得を加算して判定します。※世帯の国保加入者の中に所得申告をしていない人がいる場合は軽減が行えません。

【表1】国保税の課税限度額

区分	変更前	変更後
医療給付費分	65万円	66万円
後期高齢者医療制度への支援金分	24万円	26万円
介護保険への納付金分（40～64歳）	17万円	17万円
合計	106万円	109万円

【表2】国保税の軽減（被保険者均等割額と世帯平等割額が軽減）

軽減割合	軽減判定所得（※1）（対象となる世帯の前年の所得金額）	
	変更前	変更後
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）（※3）以下	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）（※3）以下
5割	43万円+（29万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1））（※3）以下	43万円+（ 30万5千円 ×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1））（※3）以下
2割	43万円+（54万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1））（※3）以下	43万円+（ 56万円 ×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1））（※3）以下

（※1）世帯主、世帯の被保険者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、先物取引に係る雑所得等および山林所得金額の合計です。ただし、65歳以上の人は、公的年金分の雑所得は15万円を控除した額とします。また、退職所得は含まれません。
 （※2）給与所得者等の条件：給与収入が55万円超または公的年金等の支給が65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超
 （※3）給与所得者等の人数が2人以上の場合に、10万円×（給与所得者等の数-1）を加算します。